

浅羽学園袋井市立浅羽北小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この浅羽学園袋井市立浅羽北小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号(以下「法」という。):平成29年3月14日最終改定)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの表れとして、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり盗まれたりする。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等が考えられる。

(2) いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どの児童にも起こりうるものであり、特に嫌がらせやいじわるなどの暴力を伴わないいじめは、多くの子どもがいじめられる側もいじめる側も経験する傾向にある。

また、いじめ・いじめられるという関係の2つの立場だけでなく、周囲には「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童がいたり、「傍観者」として見て見ぬ振りをして関わらない児童がいたりする。これらのことから、学校としては、対象となる児童だけを対象とするのではなく、児童全体に対して教育活動全体を通して「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促していく必要がある。

① いじめの未然防止

子ども一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。学校では、児童と教職員との信頼関係を大切にし、考え方の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団作りに努めることが求められる。

② いじめの早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている児童からも、いじめをしている児童からも出ている。そのため、周囲の大人が児童の変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。いじめの早期発見のためには、学校・家庭・地域が連携・協力をして児童を見守ることが求められる。学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、児童・保護者・地域住民からの訴えがあった場合には、すぐにいじめの有無の確認が必要となる。また、定期的にアンケート調査を行うなど、いじめの発見のための積極的な働き掛けが大切である。

③ いじめへの早期対応

いじめが発見された場合は、状況を十分把握した上で、いじめを受けている児童・いじめをしている児童への対応をするだけでなく、周囲の児童に対しても対応していく必要がある。

④ 関係機関等との連携

いじめの問題に学校・家庭・地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなったりする場合、関係機関(警察・児童相談所・医療機関・人権啓発センターなど)と連携することが大切である。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 自尊感情を育てる。

学習・日常活動・各種行事での達成感から、自己肯定感、自己有用感を高める。
(行事：光と大地のつどい・各学年の行事等)

(2) 規範意識を育てる。

道徳教育の推進とともに、普段の学習中の決まり事を互いに守ること、行事に自主的な参加をすることで自律的な意識を高める。
(行事：修学旅行・自然教室・社会科見学等)

(3) 人権感覚を育てる。

人権教育や福祉教育の推進とともに、普段の学習や生活の場面で教職員の人権感覚のある言動が、いじめに対する「観衆」「傍観」を防ぐ。
(行事：特別支援学校との交流等)

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめのサインを見付ける。

学級や保健室などでの普段の様子や、ふとした時に見せる顔つき・つぶやきなどを見逃さないようにする。今まで何気なく行ってきたことを意識的に行い、児童の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知する。

(2) 家庭・地域と連携・協力する。

保護者との話し合いの場である教育相談を月1回設定する。また要望に応じて随時対応する。民生児童委員や学校運営協議会委員など、地域の方と情報交換をする機会をもつ。

(3) いじめを訴えやすい機会や場をつくる。

スクールカウンセラーとの面談を、保護者・児童・教職員が受けられるようにし、いじめにつながる情報を収集する。

(4) アンケート調査(年2回)を実施する。

楽しい学校にするためのアンケートやQ-Uテストにより児童理解を深める。

(5) 週1回の打合せや「浅北っ子を語る会」を通して全職員が児童理解を深める。

4 いじめが発生したときの対応のための取組

- (1) いじめの相談を受けたり、発見したりした教職員や児童は、学級担任・学年主任に連絡する。
- (2) 学級担任・学年主任は関係者から聞き取りを行い、事実関係を把握する。
- (3) 聞き取りは、必要によって生徒指導主任や特支コーディネーター、養護教諭が行い、分かった事実関係を管理職・教務主任・生徒指導主任に連絡する。
- (4) 関係教職員は、いじめ対策委員会で対応について話し合い、関係児童への助言指導、被害児童への援助、加害児童への指導、家庭への連絡について決める。必要に応じて、市教委にも連絡をする。
- (5) 対応は主に学級担任が行い、必要に応じて他の者が援助し、組織として動く。
- (6) いじめられた児童のケアは、必要に応じてスクールカウンセラーや子ども支援室等と連携して行う。
- (7) 家庭環境がいじめの原因となる場合には、スクールソーシャルワーカーと連携し、協議および指導をして解決を図る。

5 いじめ防止等のための校内組織

- (1) 全職員打合せ（週1回）
いじめの事例が発生した時には全職員に事実と経緯を伝え、情報を共有する。
- (2) 生徒指導部会
各職員会議の前（必要に応じて随時）に分掌部会（心づくり部会）と兼ねて行い、児童についての情報交換と具体的指導について話し合う。
- (3) 生徒指導委員会
4月に実施する「浅北っ子を語る会」と兼ねて行い、全職員で児童理解を深める。その後は必要に応じて実施する。
- (4) 学年主任者会
年3回、学年内の課題や気になる児童について話し合う。
- (5) 企画委員会
随時実施し、管理職・教務主任・生徒指導主任等で、気になる児童の表れについて話し合う。
- (6) ケース会議
いじめの事例があり、共通理解が必要な場合に行い、いじめの加害者や被害者について、また、いじめの事例について話し合い、指導の方向性を共通理解する。参加者は、管理職、教務主任、生徒指導主任、該当児の学年主任、担任とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関職員とする。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 学校が把握していないいじめについて児童や保護者から相談等の報告があり、それが上記①、②に該当する場合

(2) 重大事態への対処

- ① いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ② 市教委へ報告し、その判断のもと調査組織を立ち上げ、速やかに事実関係の調査を行う。組織には、スクールカウンセラー等外部の第 3 者を含める。
- ③ 調査組織は、いじめを受けた児童及びその保護者へ事実関係について情報を提供する。調査結果を踏まえて、児童に指導と援助を行う。
- ④ 報道などへの情報については、個人情報保護に留意しつつ、正確な情報提供ができるように十分注意する。